

第四期特定健康診査等実施計画

栗田健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 01 月 26 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】

No.1	2022年度医療費に占める新生物の割合は8.1%であり、年間100万円以上の構成割合も21.2%と高い割合を示している。	➔	- がんの早期発見・早期治療のためにも、被保険者および家族にがん検診を受診してもらい、要精密検査対象者には100%受診してもらえるよう受診勧奨を徹底する。 - 子宮頸がんの予防のためにも26歳～39歳（女性）希望者にはワクチンの補助を行う。 - がん全般の予防のためにも、禁煙プログラム参加者費用補助を継続する。
No.2	2022年度医療費に占める生活習慣病重症化（心疾患、脳血管疾患）の割合は3.8%であり、年間100万円以上の構成割合も8.6%と高い割合を示している。 50歳代から心疾患・脳血管疾患の患者数が急増している。	➔	生活習慣病重症化の早期発見・予防のためにも、50歳と60歳の方には脳ドックを受診してもらい、脳梗塞などの早期発見・予防のために受診および生活習慣改善に努めてもらう。
No.3	2022年度医療費に占める生活習慣病基礎疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症）の割合は7.2%であり、年間100万円以上の構成割合も2.8%と高い割合を示している。 40歳代から高血圧症・糖尿病・脂質異常症の患者数が増加している。	➔	- 生活習慣病基礎疾患の予防のためにも、健診結果から組合員の生活習慣病についてのリスク分布について分析し、血糖値が高い方には尿中アルブミン検査を受診してもらい、希望者に限定して保健指導プログラムを二か月間受けてもらう。 - 血糖値が高く、2年間歯科医を未受診の方に歯周病点検実施。

基本的な考え方（任意）

データを活用して関係者に協力・支援を得ながら、メタボ以上リスク者を確実に低減する。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.2, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	【目的】特定健診の受診率向上、及びメタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた、健康状態の把握のため。 【概要】事業主の定期健診時に共同実施。（特定健診結果は、事業主から入手）
体制	- 事業主の定期健診時に共同実施 - 循環器疾患の予防のため、50歳・60歳に脳ドック利用補助を実施 - 胃がん・大腸がん・肺がん検査の要精密検査へ受診勧奨通知送付

事業目標

被保険者が特定健診を確実に受診できていて、健康状態が確認できている。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣病のリスク保有者	590人	560人	530人	500人	470人	440人
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被保険者受診率	95%	95%	95%	95%	95%	95%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・事業主の定期健診時に共同実施	・事業主の定期健診時に共同実施	・事業主の定期健診時に共同実施
R9年度	R10年度	R11年度
・事業主の定期健診時に共同実施	・事業主の定期健診時に共同実施	・事業主の定期健診時に共同実施

2 事業名 特定健診（被扶養者・任意継続被保険者）

対応する健康課題番号 No.2, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：20～74、対象者分類：被扶養者
方法	- 第2次計画での受診促進の取組の継続・強化：①受診の利便性の改善、②効果的な受診勧奨策、③他制度での受診勧奨及び結果の把握 - 健康づくりに関する啓発の強化：女性の健康向上
体制	①健診システムの継続利用②被保険者経由による受診勧奨③栗田健保の健診（けんば共同健診）以外の受診結果の把握④女性の健康に関する動画の配信

事業目標

受診率目標60%（けんば共同健診50%、他10%）							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣病のリスク保有者	590人	560人	530人	500人	470人	440人
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被扶養者受診率	60%	60%	60%	60%	60%	60%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
①けんば共同健診の実施 ②被保険者経由による受診勧奨 ③栗田健保以外の健診受診状況の把握	①けんば共同健診の実施 ②被保険者経由による受診勧奨 ③栗田健保以外の健診受診状況の把握	①けんば共同健診の実施 ②被保険者経由による受診勧奨 ③栗田健保以外の健診受診状況の把握
R9年度	R10年度	R11年度
①けんば共同健診の実施 ②被保険者経由による受診勧奨 ③栗田健保以外の健診受診状況の把握	①けんば共同健診の実施 ②被保険者経由による受診勧奨 ③栗田健保以外の健診受診状況の把握	①けんば共同健診の実施 ②被保険者経由による受診勧奨 ③栗田健保以外の健診受診状況の把握

3 事業名

特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・40歳以上の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣改善の支援を面接、電話、メール等により実施。
体制	・「クリタ健康改善プログラム」（メタボ改善コース）の40歳以上 ・特定保健指導のリピーター対策としてスポーツジムの活用

事業目標

2023年度596名⇒2029年度までに25%（＝149名）以上減少させる							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者	590人	560人	530人	500人	470人	440人
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	55%	55%	55%	55%	55%	55%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施
R9年度	R10年度	R11年度
①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施

4 事業名

特定保健指導・生活習慣改善指導

対応する
健康課題番号

No.1, No.2, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：被保険者
方法	・医療スタッフのいない事業所の「要治療者」を対象に、外部委託の保健師が面談等により生活習慣改善指導および治療勧奨を実施。
体制	・「クリタ健康改善プログラム」（疾病予防コース）

事業目標

・医療スタッフのいない事業所の「要治療者」の健康状態を悪化させない。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	医療スタッフ不在事業所要医療者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	「クリタ健康改善プログラム」（疾病予防コース）受診率	50%	50%	50%	50%	50%	50%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施
R9年度	R10年度	R11年度
①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施	①「クリタ健康改善プログラム」の7年目レビュー② 同プログラムの拡大の検討・トライアル実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	4,430／5,105＝86.8％	4,430／5,105＝86.8％	4,430／5,105＝86.8％	4,430／5,105＝86.8％	4,430／5,105＝86.8％	4,430／5,105＝86.8％
		被保険者	3,710／3,905＝95.0％	3,710／3,905＝95.0％	3,710／3,905＝95.0％	3,710／3,905＝95.0％	3,710／3,905＝95.0％	3,710／3,905＝95.0％
		被扶養者※3	720／1,200＝60.0％	720／1,200＝60.0％	720／1,200＝60.0％	720／1,200＝60.0％	720／1,200＝60.0％	720／1,200＝60.0％
	実績値※1	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被保険者	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被扶養者※3	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	325／590＝55.1％	308／560＝55.0％	292／530＝55.1％	275／500＝55.0％	259／470＝55.1％	242／440＝55.0％
		動機付け支援	146／266＝54.9％	139／252＝55.2％	131／239＝54.8％	124／225＝55.1％	117／212＝55.2％	109／198＝55.1％
		積極的支援	179／324＝55.2％	169／308＝54.9％	161／291＝55.3％	151／275＝54.9％	142／258＝55.0％	133／242＝55.0％
	実績値※2	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		動機付け支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		積極的支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意） 特定健診：受診率目標60%（けんぽ共同健診50%、他10%） 特定保健指導：2023年度596名⇒2029年度までに25%（＝149名）以上減少させる
特定健康診査等の実施方法 特定健康診査等の実施方法 １．実施場所 (1)特定健康診査 ①被保険者 被保険者は事業主の定期健診時に共同実施。（特定健診結果は、事業主から入手） ②被扶養者及び任意継続被保険者 被扶養者及び任意継続者は他健保との共同事業（けんぽ共同健診）で実施。 (2)特定保健指導 事業所・自宅への訪問等にて行う。 ２．実施項目 実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム第２編第２章」に記載されている下記の健診項目とする。 (1)基本的な健診項目 質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積）） 理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）、 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白） (2)詳細な健診項目 眼底検査については、医師が必要と判断した場合に実施する。 (3)その他の健診項目 40歳～74歳を対象とする健康診査においては、それぞれの法令の趣旨、目的、制度に基づき、(1)の基本的な健診項目以外の項目を実施する。 中でも、血清クレアチニン検査、HbA1c等については、必要に応じて実施することとする。 ３．実施時期 (1)特定健康診査 ①被保険者 原則、上期中とする。 ②被扶養者 原則、12月末までとする。 (2)特定保健指導 ・上期までに回収した健診結果より対象となった者に対し、10月～3月まで支援する。 ・上期中に未回収の健診結果は、年度末までには回収されるため、2月に対象者を抽出し、次年度に支援する。 ４．委託の有無 (1)特定健康診査 ①被保険者 事業者の委託する健診機関で受診 ②被扶養者及び任意継続被保険者 原則として、外部委託（他健保との共同事業（けんぽ共同健診））で実施する。 (2)特定保健指導 ①被保険者 原則として、外部委託（当健康保険組合が契約する保健指導機関）で実施するが、一部は事業者の産業医に委託して実施する。 ②被扶養者及び任意継続被保険者 原則として、外部委託（当健康保険組合が契約する保健指導機関）で実施する。 ５．受診方法 ①被保険者 ・原則として、特定健康診査については、事業者の委託する健診機関で受診する。 ・特定保健指導については、当健康保険組合が契約する保健指導機関、事業者の産業医の指導を受ける。 ②被扶養者及び任意継続被保険者 原則として、特定健康診査及び特定保健指導とも外部委託（当健康保険組合が契約する健診機関、保健指導機関）で実施する。 当健康保険組合が契約する健診機関、被扶養者及び任意継続被保険者のうち特定健診等対象者の受診券・利用券を対象者に送付する。 当該被扶養者及び任意継続被保険者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健康診査を受診し、又は特定保健指導を受ける。 受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。 ※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意
個人情報の保護 個人情報の取扱いについて規定された関係法令、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日個情第538号個人情報保護委員会事務局長通知及び保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）、健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知）、及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例、関係省庁ガイドライン、「栗田健康保険組合個人情報保護管理規程」に基づき、栗田健康保険組合が保有する個人情報の漏洩・滅失または毀損等を防止し、個人情報保護の徹底を図る。
特定健康診査等実施計画の公表・周知 この「特定健康診査等実施計画」については、栗田健康保険組合 ホームページに掲載し、加入者に対する 公表・周知を行う。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等） 当計画については毎年評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要のある場合は見直す。